

松江市版

帰国・外国人児童生徒 学校受入れの手引き



松江市教育委員会 学校教育課

はじめに

国際交流の活発化や、経済活動のグローバル化に伴い、わが国における外国人住民は年々増加しています。

松江市においても、外国人住民は 1618 人(2019年末現在)と、その数は 5 年前の約 1.4 倍となりました。このような状況の中、2021年度に策定した「松江市多文化共生推進プラン」では、「多様性を尊重し、誰もが心豊かに暮らし、活躍できる多文化共生のまち」という基本理念を掲げています。その施策の1つとして、外国人児童生徒への教育の機会確保や、日本語学習支援の必要性が述べられています。

本冊子「松江市版 帰国・外国人児童生徒 学校受入れの手引き」は、松江市立学校に帰国・外国人児童生徒を受け入れる場合の諸手続きや、学校で日本語指導を行う場合の留意点についてまとめたものです。必要に応じて本冊子を参照し、各校における指導体制の構築や見直しを図っていただきたいと願っています。

本冊子は、主に以下の資料を参考に作成しました。

- ・「外国人児童生徒受入の手引き(改訂版)」文部科学省
- ・「外国につながる児童生徒の受入れと指導の手引」仙台観光国際協会/仙台市教育委員会
- ・「帰国・外国人児童生徒の学校受け入れ手引き(上越市版)」上越国際交流協会/
新潟県国際交流協会
- ・「外国人児童生徒受入れ・指導の手引き」四日市市教育委員会
- ・「外国にルーツをもつ児童生徒の受け入れ」出雲市教育委員会
- ・「日本語初期集中指導教室について」 出雲市教育委員会

1 帰国・外国人児童生徒の就学にあたって

外国籍の保護者には、その子どもに日本の教育を受けさせる義務はありません。したがって、日本に在住する外国籍の子どもすべてが日本の学校に在籍するわけではありませんが、その多くは、社会的・経済的な条件などを考慮したうえで、日本の学校で学んでいます。

松江市立学校においても、以下のような流れで帰国・外国人児童生徒を受け入れています。そのゴールは、単に「日本語の力を身につける」だけではありません。次世代を担う児童生徒たちが社会の一員としてその営みに参加する、いわば「ことばを媒介にして、社会の営みに参加する」姿を目指すことが肝要です。

松江市役所市民課で 帰国児童生徒…住民登録 外国人児童生徒…外国人登録
→就学希望者は保護者が学校教育課へ問い合わせ

松江市教育委員会学校教育課<学事係>で 就学相談 →「入学申請書」を提出
☆児童生徒の状況に応じて 市教委担当者が日本語の簡単な理解度チェックを実施

市教育委員会が「入学許可証」を発行
→保護者・学校に入学予定日を通知

各校における受入れ体制づくり (P3～参照)

- ・ 校長、担任等による児童生徒/保護者面談
- ・ 支援人材の申請 (松江市日本語指導員・日本語指導協力員)
- ・ 日本語学習用の資料や教材の準備
- ・ 学校、学級における温かな雰囲気の醸成

家庭・保護者との連携

教育委員会・関係機関との連携

児童生徒の登校開始

- ・ 指導体制の定期的かつ恒常的な見直し
- ・ 必要に応じた関係者会議の開催による情報共有

日本語能力と学力の向上による

ことばを媒介として 社会の営みに参加する児童生徒の育成

2 学校で受入れ時の面談を行う際に

各校で受入れ時の面談を行う際は、以下のようなことに留意するとよいでしょう。

- 必要に応じて通訳を手配しましょう。(→9p)
- 児童生徒・保護者との信頼関係が生まれるよう、温かい雰囲気づくりに努めましょう。
学校の様子を知らせるために、学校行事の様子を記録した写真や動画、学校のホームページなどを使うことも有効です。
- 管理職(校長)が中心となって面談を進めましょう。その際、学級担任、日本語指導担当教師、養護教諭等が同席することで、児童生徒・保護者についてより重層的な理解を図ることが可能になります。また、必要に応じて市教委担当者や松江市日本語指導協力員などが同席することは、児童生徒の日本語能力判定や今後の指導方針を決定する上でも有効です。
- 「受入時調査票」(松江市教育委員会作成の様式→10p参照)を準備・作成しましょう。
記入する内容は以下の通りです。

| | | |
|----------|-----------|-----------------------|
| 児童生徒について | 本人の名前 | 名前の正確な標記と発音、呼称の確認 |
| | 言語使用状況 | 母語(と習得状況)、母語以外の理解言語 |
| | これまでの履修状況 | 居住・滞在していた国での学年や学習状況 |
| | 日本語の習得状況 | ※日本語能力は別途判定を行う |
| | 本人の性格等 | 長所や特技、趣味、得意科目 |
| | 健康状態 | 持病やアレルギーなど生活上配慮を要するもの |
| | その他の特記事項 | 宗教上の禁忌、お祈り、ピアス等のアクセサリ |
| 保護者について | 家庭環境 | 保護者名 家族構成 |
| | 在留期間 | 滞在予定期間 |
| | 緊急連絡先 | 緊急時連絡先(職場、学校など) |
| | 日本語について | 学校からのお知らせのルビ打ちの有無等 |
| | 進路希望 | 日本での進学希望の有無 |
| | その他の特記事項 | 特に指導上必要と思われる内容について |

□この他にも、通学方法や通学路、当面の持ち物、給食、生活時程(下校時刻)など、面談時に伝えておいた方がよいと思われる事項については、あらかじめ準備しておきましょう。



文部科学省の情報検索サイト「かすたねっと」(<https://casta-net.mext.go.jp/>)には、各都道府県・市町村が作成した、保護者へのお知らせに利用できる多言語対応の文書資料が掲載されていますので、それらをダウンロードして活用することも有効です。

3 「特別の教育課程」について

平成26年の制度改正により、外国人児童生徒等が在籍する学校において「特別の教育課程」を編成・実施することが可能となりました。この「特別の教育課程」の内容や留意事項について確認し、各校で適切に教育課程の編成を行ってください。

(参考：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1341903htm)

(1) 「特別の教育課程」とは

- 「特別の教育課程」は、外国人児童生徒等が日本語で学校生活を営み学習に取り組めるように、日本語や各教科の指導等について児童生徒一人一人に応じたよりきめ細かな指導を実施するために編成するものです。
- 日本語の能力に応じた特別の指導（以下「日本語指導」という。）には、当該児童生徒の日本語の能力を高める指導のみならず、当該児童生徒の日本語の能力に応じて行う各教科等の指導も含まれます。その場合の各教科等の指導内容は、当該児童生徒の在籍する学年の教育課程に必ずしもとられることなく、当該児童生徒の学習到達度に応じて適切に定めます。
- 日本語指導に係る授業時数は、年間10単位時間から280単位時間までが標準とされていますが、特別の必要がある場合は、280単位時間を超えることも認められています。

(2) 指導計画の作成及び学習評価について

- 特別の教育課程を編成・実施する場合には、各学校において、指導の目標及び指導内容を明確にした指導計画を作成し学習評価を行うこととされており、当該指導計画とその実績を学校の設置者である教育委員会に提出することが必要になります。
- 上記「指導計画とその実績」報告のための様式は、校務GWドキュメント管理内に掲載しています。
なお、作成の際は、学校経営概要の
小学校：【小概—6】 中学校：【中概—6】
義務教育学校：【義概—6】
に準じてそれぞれ作成するようにしてください。



(3) 指導要録への記載について

- 特別の教育課程による日本語指導を受けた児童生徒については、「指導に関する記録」の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、特別の教育課程による指導を受けた授業時数、指導機関、指導の内容及び所見等を記入し、次年度以降の指導に生かすよう配慮することが必要です。
- なお、特別の教育課程による指導を受けていなくても、日本語指導が必要な児童生徒については、必要に応じて教科書の漢字にふりがなをつける、単語の切れ目に斜線を引くなど、効果があったと考えられる指導方法や配慮事項を記載します。

(4) 「日本語指導担当教師」について

- 外国人児童生徒等に直接かわり、その日本語指導を中心的に行う教師のことを「日本語指導担当教師」と呼びます。
- 日本語指導担当教師は、教員免許を有する教員（常勤・非常勤を含む）とし、日本語指導を受ける児童生徒の指導の中心となって、児童生徒の実態の把握、指導計画の作成、日本語指導及び学習評価を行います。
- この他にも、日本語指導担当教師には、校内/保護者/外部機関や地域との連携や共通理解を図る役割が期待されています（詳細は「外国人児童生徒受入の手引」pp22～24 参照）。しかし、担当者一人でこれらの役割を全て担うことは難しいと思われます。
管理職（校長）を中心に、以下のような点に留意しながら、外国人児童生徒等教育について全校体制で取り組むことが求められます。

〔参考〕 充実した日本語指導を実施するための学校での工夫

(1) 全教職員で取り組む体制をつくる

- 外国人児童生徒等教育を校内組織（校内分掌）の中に位置付ける。
- 校内研修を企画する。

(2) 学習環境を整える

- 小さな部屋やスペースであっても、必要なものをそろえる。
（ホワイトボード、カレンダー、時間割、50音表など）

(3) 指導員（協力員）との情報交換を大切にする

- (例)・指導員（協力員）を全教職員に紹介する。
 - ・学校要覧や職員室内の座席表、行事予定表等を渡す。
 - ・連絡ノート（記録ノート）を活用して情報を共有する。
 - ・学期初め、学期終わりに打合せを行う。
 - ・保護者面談に同席してもらう。

(4) 長期の休みを利用して小さな保護者会を開く

- 保護者、関係教職員、指導員（協力員）、市教委担当者等が集まって日本語指導に関わる支援について話し合う場をもつ。
- 進路指導について早い時期から説明する機会をもつ。
（場合によっては通訳に同席してもらうよう手続きをする）

4 受入れに際して利用できる各種事業等について

日本語指導に関する各種事業や情報を有効に活用し、校内での体制づくりに生かしてください。

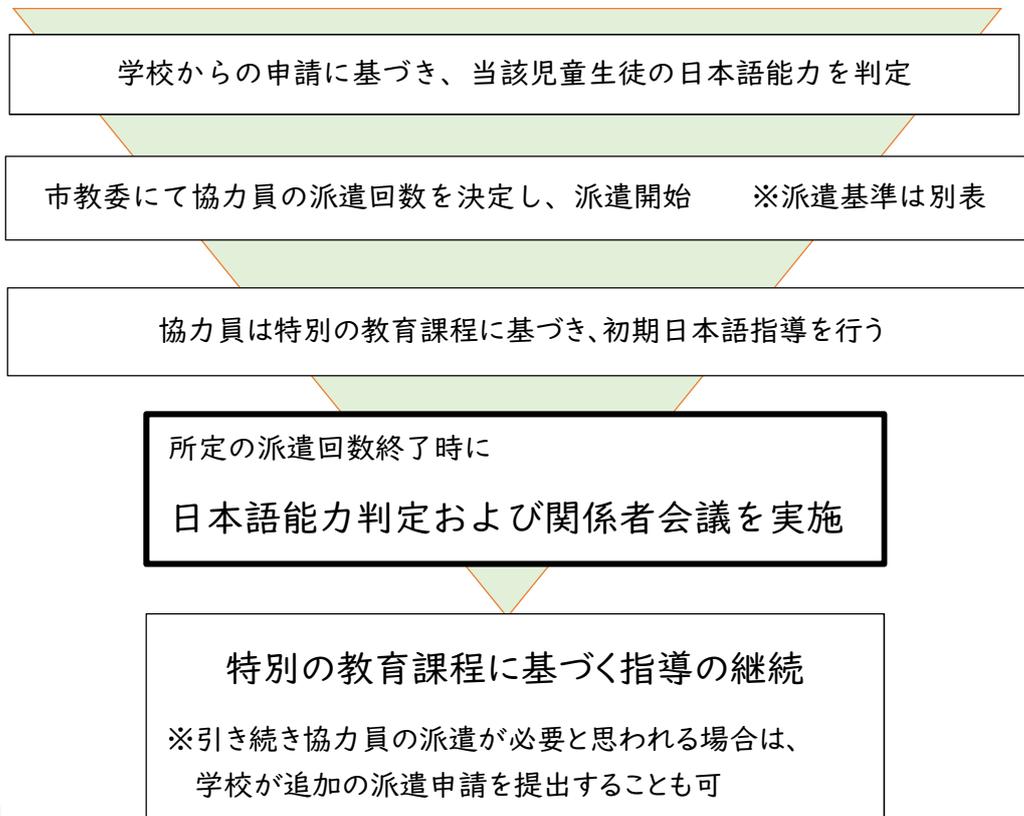
(1) 日本語の初期指導が必要

松江市教育委員会：「松江市外国人児童生徒等日本語指導協力員派遣事業」



派遣申請があった学校に日本語教育の指導力を有する「日本語指導協力員」（以下、「協力員」）を派遣し、児童生徒の日本語指導実施に協力します。派遣回数は児童生徒の日本語能力により決定します。1回あたりの派遣時間は2時間が基準です。必要に応じ、予算の範囲内で派遣回数の追加もできます。

<協力員がかかわる日本語指導の流れ>



【留意点】

- ・協力員の活用にあたっては、「どのような場面」で「どのように協力してもらう」のか、学校側が明確なビジョンをもつことが重要になります。管理職/日本語指導担当教員/学級担任等が連携して、校内における指導体制を整えていきましょう。
- ・当該児童生徒については、個別にファイル等を準備し、指導の内容やその結果、効果のあった指導法や配慮事項等を記入し、担当者同士で情報が共有できるようにします。
- ・協力員の派遣回数には限りがあります。計画的な活用を心がけてください。

(参考) 松江市日本語指導協力員派遣対象児童生徒 および派遣基準について

○原則として、JSL カリキュラム※に基づく評価参照枠のステージ1・2の児童生徒を対象とする。

| ステージ | 学齢期の子どもの在籍学級参加との関係 | 支援の段階 |
|------|--|--------------------|
| 6 | 教科内容と関連したトピックについて理解し、積極的に授業に参加できる。 | 支援付き 自立学習 段階 |
| 5 | 教科内容と関連したトピックについて理解し、授業にある程度の支援を得て参加できる。 | |
| 4 | 日常的なトピックについて理解し、学級活動にある程度参加できる。 | 個別学習 支援段階 |
| 3 | 支援を得て、日常的なトピックについて理解し、学級活動にも部分的にある程度参加できる。 | |
| 2 | 支援を得て、学校生活に必要な日本語の習得が進む。 | 初期 支援段階 |
| 1 | 学校生活に必要な日本語の習得がはじまる。 | |

※文部科学省が開発した「日本語指導と教科指導を統合し、学習活動に参加するための力の育成」を目指したカリキュラム

○松江市日本語指導協力員派遣基準より <ステージC~Eの児童生徒を対象に派遣>

| ステージ | 日本語の理解状況 (協力員派遣回数) |
|------|--|
| A | 日本語が十分理解できる。 … (派遣しない) ◎一般的な事柄に対して、会話ができ、読み書きができる。 ○学習に用いる言葉の理解ができ、積極的に学習に取り組むことができる。 |
| B | 日本語がほぼ理解できる。 … (派遣しない) ◎日常生活に役立つ会話ができ、簡単な読み書きができる。 ○学習に用いる言葉がかなり理解でき、学習に取り組むことができる。 |
| C | 日本語がなんとか理解できる。 … (20回/年) ◎簡単な会話ができ、平易な文、または、短い文が読み書きできる。 ○学習に用いる言葉がだいたい理解できるが、学習に取り組みにくい。 |
| D | 日本語があまり理解できない。 … (25回/年) ◎日常会話や読み書きが少しできる。 ○学習に用いる言葉があまり理解できない。学習に取り組みにくい。 |
| E | 日本語が理解できない。 … (小1,2年 - 30回/年 小3年以上 - 50回/年) ◎日常会話や読み書きが全くあるいはほとんどできない。 ○学習に用いる言葉が全くあるいはほとんど理解できない。 |

(2) 学校生活にかかわる指導の補助が必要

松江市教育委員会：松江市日本語指導員派遣による指導補助

日本語指導が必要な児童生徒に対し、在籍校で日本語や教科、学校生活への適応指導の補助を行う「日本語指導員」（以下、「指導員」）を派遣します。派遣の回数や時間は、該当児童生徒の状況により決定します。詳細については、松江市教育委員会 学校教育課（55-5417）にお問い合わせください。

「協力員」と「指導員」の業務には、主に以下のような相違点があります。

| | 松江市日本語指導協力員 | 松江市日本語指導員 |
|--------|--|--|
| 主な業務内容 | 該当児童生徒の初期日本語指導、日本語能力の判定 等 | 該当児童生徒の学校生活適応補助、日本語と教科の統合学習 等 |
| 手続きの流れ | 市教委に申請書を提出 →日本語能力判定後、派遣基準により派遣回数を決定する | 市教委に電話連絡（55-5417） →指導員と学校担当者の協議により、業務内容や派遣回数を決定 |
| 特徴 | 該当児童生徒の日本語能力に合わせたきめ細やかな初期日本語指導の実施 | 教科指導や学校への適応など、該当児童生徒の学校生活全般につながる指導への協力 |

～「指導員」の具体的な業務内容例～

- 日本語がほとんど理解できない、または集団生活の経験が乏しい児童生徒の編入当初、給食や清掃のルール、トイレの使用方法など学校生活全般の補助
- 「協力員」による初期日本語指導終了後の、教科内容と日本語を結び付けた学習を行う「日本語と教科の統合学習」プログラムや、在籍学級で学習している教科学習を補習する「教科の補習」プログラムへの協力
- 「特別の教育課程」作成時の日本語指導のコース設計への協力
- 保護者面談実施時の（必要に応じた）同席

【留意点】

「協力員」と同様に、「指導員」の活用にあっても、学校側が明確なビジョンをもつことが重要です。指導の主体は学校にあることを念頭に置きながら、該当児童生徒への指導体制を整えていきましょう。



(3) 母語通訳が必要

- ①松江市国際観光課：国際交流員による通訳
- ②しまね国際センター：「コミュニティ通訳ボランティア」による通訳

主に保護者面談や三者面談の時等に派遣します。①②とも、通訳に要する費用は無料です。

- ①・・・【通訳言語】英語、中国語、フランス語、韓国語（R4.3月現在）

通訳希望日の1週間前までに松江市教育委員会 学校教育課（55-5417）に連絡

※国際交流員の交通手段（送迎等）は各校で準備が必要です

- ②・・・【通訳言語】英語、中国語、タガログ語、ポルトガル語、スペイン語、韓国語（R4.3月現在）

通訳希望日の4日前までにしまね国際センターのホームページの依頼フォームから依頼

(<https://www.sic-info.org/support/community-interpreter/>)

※通訳ボランティアの交通手段等はしまね国際センターで手配されます

【留意点】

- ・通訳を依頼する場合は、事前に面談の概要について伝えておくなど、打ち合わせを行っておくとよいでしょう。
- ・面談当日は、余裕をもった時間設定をするよう心がけましょう。

(4) 日本語指導用の教材が必要

松江市教育委員会学校教育課で所有している教材を、市内の学校に貸し出しています。

また、文部科学省の情報検索サイト「かすたねっと」

(<https://casta-net.mext.go.jp>)には、各種の学習指導に有益な教材等の資料が掲載されています。必要に応じてダウンロードして使用することができます。



資料

外国人児童生徒受入時調査票（学校保存用）

作成日 令和 年 月 日

| | | | | | | |
|---|---|---------------|------------------|---------|---------------|----------|
| 学校情報 | 学校名 | 学校 | 校長名 | | 日本語指導担当教員名 | |
| | 編入学級 | 年 組 | 担任名 | | | |
| 児童生徒情報 | (フリガナ) 名前 | () | 性別 | 男 | 生年月日 | 年 月 日 生 |
| | 母語 | 語 | 母語以外の理解言語 | なし | ←「あり」の場合 | 語 |
| | これまでの履修状況 | | | | | |
| | 母語の習得状況 | | | | | |
| | 話す | 話せる | 読む | 読める | 書く | ほとんど書けない |
| | 日本語の習得状況 | | | | | |
| 話す | よく話せる | 読む | 読める(ひらがな) | 書く | 書ける(漢字を含む) | |
| 特技等 | | 健康状態 | | その他特記事項 | | |
| 保護者・家庭等情報 | (フリガナ) 名前 | () | 児童生徒との関係 | | 入国年月日 | 年 月 日 |
| | 現住所 | | | | 滞在予定 | |
| | 連絡先1(優先) | 090-1234-5678 | 連絡先2 | | 学校文書伝達方法 | ルビ打ち不要 |
| | 進路希望 | 日本での進学を希望する | ←その他の場合 具体を記述 | | 特記事項 | |
| | 家族構成 | | | | | |
| | 名前 | | 本人との関係 | | 勤務先または学校(学年)等 | |
| | 児童生徒受入時調査票 作成にあたって | | | | | |
| | ・「学校作成」シートに所定の項目を入力してください。 | | | | | |
| | カラーで着色された部分はプルダウンメニューにより入力してください。 | | | | | |
| | ・記入内容については、「松江市版 帰国・外国人児童生徒学校受入れの手引き」3pも参照してください。 | | | | | |
| ・「学校作成」シートに入力された項目のうち、 必要事項はそのまま「市教委提出」シートに反映されます。 | | | | | | |
| 「学校作成」シートが完成したら、「市教委提出」シートを2部印刷して、市教委に提出してください。 | | | | | | |

松江市教育委員会

※様式は校務 GW ドキュメント管理 学校教育課>指導研修係>日本語指導 内に保存

2022年3月発行

『松江市版 帰国・外国人児童生徒 学校受入れの手引き』

松江市教育委員会 学校教育課